

まちづくりキャッチフレーズ 人と自然と文化がつくる「キラリと光る新中核都市」



## 未来のオリンピック選手を目指して！ 少年少女バレーボール教室

11月18日(日)、関金農林漁業者等健康増進施設で「少年少女バレーボール教室」が開催されました。元ワールドカップ、世界選手権代表の藤田幸光さんと、アトランタオリンピック日本代表で現役ビーチバレー選手でもある佐伯美香さんが参加し、中部地区の小学生約120人の指導にあたりました。

子どもたちは、パス・レシーブ・サーブなどの技の基本を、ゲームなどを交えながら楽しく学びました。また、藤田さんと佐伯さんのサーブやスパイクを受ける場面もあり、会場は大いに盛り上がりました。

教室の最後には、藤田さんが「長く続けるためにも健康管理をしっかりしてください」、佐伯さんが「目標を持って一生懸命頑張ってください」とそれぞれあいさつされ、社スポーツ少年団の松浦 遙さん(小5)が「学んだことを練習や試合にいかしたいです。今日はありがとうございました」とお礼を述べました。

### C O N T E N T S

- 後期高齢者医療制度……………2～3
- 特集「韓国・朝鮮にルーツをもつ人のかかわり」倉吉市同和教育研究会……………4～5
- 新しい民生委員・児童委員主任児童委員の皆さんを紹介します……………6
- 遙かな町へ/11月議会報告/12月議会のお知らせ……………7
- 出かけてみよう!……………8～9
- インフォメーション……………10～15
- あんしんファイル/レッツ!介護予防……………16

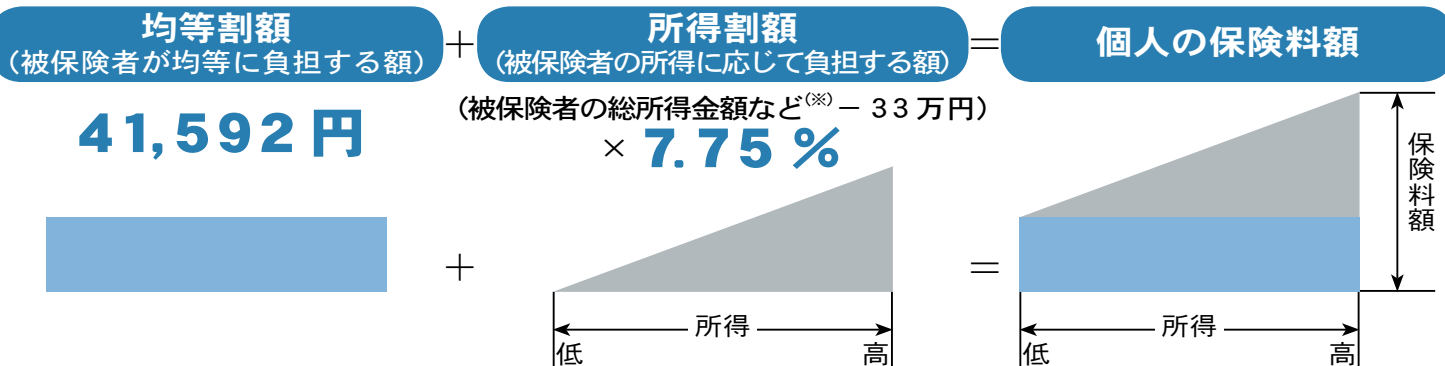
平成20年4月～

鳥取県の後期高齢者医療制度の

# 保険料率が決まりました

現在、市町村が75歳（一定の障がいのある人は65歳）以上の人に対して実施している老人医療制度に代わり、平成20年4月から鳥取県後期高齢者医療広域連合が実施する後期高齢者医療制度の保険料率が決定しましたので、お知らせします。

▶後期高齢者の保険料は、被保険者一人ひとりに保険料の計算を行い、賦課されます。



※総所得金額などとは、「年金収入-公的年金控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」などで、各種所得控除前の金額です。

- ・均等割額と所得割額の合計額に100円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- ・保険料額の上限は、50万円です。

▶保険料の軽減

①所得に応じた保険料の軽減(所得に応じてそれぞれ次に掲げる割合を被保険者均等割額から軽減します。)

被保険者と世帯主の軽減判定対象所得の合計額	軽減割合
33万円 以下	7割軽減
33万円 + {24万5千円 × 被保険者数(被保険者である世帯主を除く)} 以下	5割軽減
33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下	2割軽減

※軽減判定対象所得とは、保険料の所得割を算定する場合の総所得金額などをいいます。ただし、65歳以上の人の公的年金所得については、これからさらに15万円を特別控除します。

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、その人の所得は軽減判定の対象となります。

②被用者保険の被扶養者に係る保険料の軽減

被用者保険(健康保険、共済組合など)の被扶養者として保険料を負担してこなかった人については、激変緩和の観点から、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、被保険者均等割を5割軽減し、また、所得割は賦課しません。<sup>(※)</sup>

※下の「高齢者医療制度の見直しについて」の②もご参照ください。

## 高齢者医療制度の見直しについて

このたび「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について次のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせします。

なお、今後、正式に内容が固まった段階で改めてお知らせする予定です。

①70歳から74歳の方の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担が1割に据え置かれます。


※すでに3割負担をしている人、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がい認定を受けた人は除きます。

※昨年の制度改正では、70歳から74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直しされることとされていたものを据え置くものです。



②被用者保険の被扶養者であった人は後期高齢者医療制度では、平成20年度においては、平成20年度4月から9月までの間の保険料を徴収せず、10月から平成21年3月までの間の保険料は、被保険者均等割を9割軽減する措置がなされます。

▶保険料の計算例



【1人世帯】

軽減判定	軽減判定所得が(20万円-15万円) ≤ 33万円 なので7割軽減の該当			
 世帯主 年金収入140万円 ↓ 所得20万円	保険料			12,477円
	所得割額	200,000円 - 330,000円 = 0円		12,400円
	均等割額	41,592円 - (41,592円 × 7割) = 12,477円		

【2人世帯①】

軽減判定	軽減判定所得が(60万円-15万円) ≤ (33万円 + 24.5万円 × 1) なので5割軽減の該当			
 世帯主 年金収入180万円 ↓ 所得60万円	保険料	41,721円		41,700円
	所得割額	(600,000円 - 330,000円) × 7.75% = 20,925円		
	均等割額	41,592円 - (41,592円 × 5割) = 20,796円		
 世帯員 年金収入120万円 ↓ 所得0円	保険料	20,796円		20,700円
	所得割額	0円 - 330,000円 = 0円		
	均等割額	41,592円 - (41,592円 × 5割) = 20,796円		

【2人世帯②】

軽減判定	軽減判定所得が(100万円-15万円) ≤ (33万円 + 35万円 × 2) なので2割軽減の該当			
 世帯主 年金収入220万円 ↓ 所得100万円	保険料	85,198円		85,100円
	所得割額	(1,000,000円 - 330,000円) × 7.75% = 51,925円		
	均等割額	41,592円 - (41,592円 × 2割) = 33,273円		
 世帯員 年金収入120万円 ↓ 所得0円	保険料	33,273円		33,200円
	所得割額	0円 - 330,000円 = 0円		
	均等割額	41,592円 - (41,592円 × 2割) = 33,273円		

▶鳥取県における後期高齢者医療保険料所得階層別一覧

平成20年度試算

所得	年金収入換算 (参考)	単身世帯	2人世帯 <sup>(※)</sup>		
			世帯主	世帯員	合計額
0円	~120万円	7割 12,400円	7割 12,400円	7割 12,400円	24,800円
20万円	140万円	7割 12,400円	7割 12,400円	7割 12,400円	24,800円
40万円	160万円	7割 11,790円	7割 11,790円	7割 12,400円	30,300円
60万円	180万円	2割 54,100円	5割 41,700円	5割 20,700円	62,400円
80万円	200万円	2割 69,600円	2割 69,600円	2割 33,200円	102,800円
100万円	220万円	93,500円	2割 85,100円	2割 33,200円	118,300円
120万円	240万円	109,000円	109,000円	41,500円	150,500円
140万円	260万円	124,500円	124,500円	41,500円	166,000円
160万円	280万円	140,000円	140,000円	41,500円	181,500円
180万円	300万円	155,500円	155,500円	41,500円	197,000円
200万円	320万円	171,000円	171,000円	41,500円	212,500円
220万円	343万円	186,500円	186,500円	41,500円	228,000円
240万円	370万円	202,000円	202,000円	41,500円	243,500円
260万円	397万円	217,500円	217,500円	41,500円	259,000円
280万円	423万円	233,000円	233,000円	41,500円	274,500円

※2人世帯は、ともに75歳以上で現在は国保加入。世帯主の収入額は年金のみとし、世帯員の所得は0円として、試算したものです。

・被保険者に年金所得以外の所得がある場合や、世帯構成により保険料は異なります。



# 韓国・朝鮮にルーツをもつ人とのかわり

倉吉市同和教育研究会(市民活動委員会)

## 育てよう一人ひとりの人権意識

「思いやりの心・かけがえのない命を大切に」

国連では12月10日を「人権デー」とし、日本では、12月4日から12月10日を「人権週間」と定めています。あらかね

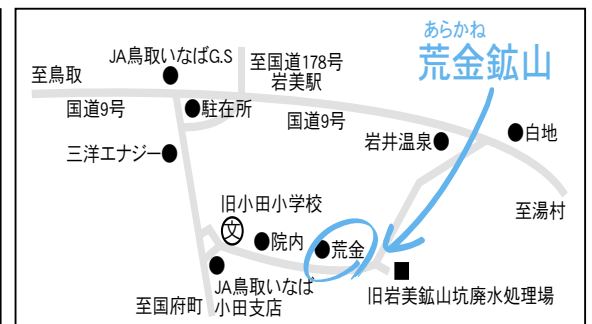
市民活動委員会は、今年度荒金鉱山(岩美町)を視察しました。この鉱山では、韓国・朝鮮の人たちが強制連行され不利な労働条件の中で仕事に従事し、震災による事故とはいえ、たくさんの犠牲があったことを地元の人からお話を伺いました。その遺体は60数年たった今も搬出できない現実があります。

人権・同和教育を学習する中で最も重要なことは、“差別の現実深く学ぶ”ということです。現地研修はそのことに的確に答えてくれる学習の機会です。

現在、私たちに当時のような偏見はもうないと言えるでしょうか。今一度当時の歴史を振り返り、市民一人ひとりの「人権週間」にしましょう。

※問合せ先：人権文化センター(TEL 22-4768/FAX 22-4901)

『故郷に帰れず』  
荒金鉱山は、岩美郡岩美町荒金に位置する銅山です。現在、銅山としては閉山となつていますが、発見された明治時代以降、盛んに採掘されました。そうした中、マグネシウム7.4を記録した昭和18年の鳥取大震災で、鉱山から排出された泥を貯めていた堰堤が崩れ、当時働いていた朝鮮半島出身の人たちも含めた65人(日本人37人、朝鮮人労働者とその家族28人)がその泥の中に生き埋めとなり亡くなりました。大量の泥のため、遺体搬出も思うようにいきませんでした。



▲供養塔に献花する会員

『故郷に帰れず』  
荒金鉱山を視察して  
《会員の感想より》  
昭和の戦争から終戦に至るまでの過酷な強制労働。当時の支配者、国家の戦争政策により、ゆがめられた思想教育を受けてきた私たち！無知から来る人権の下に「人の命」が何であるかを、思い知らされました。お話の中に、「犠牲者は未だに遺族の元に返されていない。家族と引き離されて故郷の地を踏むことができないで

『故郷に帰れず』  
倉吉にも戦争中に...  
太平洋戦争末期の昭和20年5月、現在の県道倉吉赤碕中山線沿いに横田飛行場と格納庫が突貫工事で築かれました。国府川から石を運び敷き詰めて造られた飛行場には通称「赤とんぼ」といわれた二枚羽の練習機が配備されました。それらの飛行機は、空襲をおそれ現在の久米中学校付近竹やぶの中などに格納されました。現在では、敷き詰められた石も道路部分を除き、水田に復元されています。

今も多くの遺体が土の下で行方不明となっており、現地では、犠牲者の追悼式が定期的に行われています。一日も早い遺体搬出の実現が求められています。  
いる。涙の中に望郷のおもいを胸に秘めつつ異国の土になつていった犠牲者のうめきが、聞こえてこない日は一日も無い。この歴史の生き証人は高齢で後継者がいないこと、若い伝承者が育つてほしい」という願いを聞き胸が詰まる思いがしました。  
過去に起こった愚かな出来事をしっかりと見つめ、この悲しい歴史の問題が一日も早く解決し、真の平和が訪れてほしいと願わずにはいられません。  
この研修を通して日々の人権学習が、いかに大切であるかということ強く感じました。